

第 46 回世界プライバシー会議クローズドセッション

2024 年 11 月 1 日

信頼性のある自由なデータ流通及びグローバルなデータ流通の効果的な規制に関する決議 (仮訳)

スポンサー：

- 欧州データ保護監察機関 (EDPS)
- 連邦データ保護・情報自由委員会 (BfDI)、ドイツ

共同スポンサー：

- 連邦データ保護情報コミッショナー (FDPIIC)、スイス
- ドバイ国際金融センター (DIFC)、ドバイ
- 透明性、情報アクセス及び個人データ保護に関する国立機関 (INAI)、メキシコ
- 情報コミッショナーオフィス (ICO)、英国
- プライバシーコミッショナーオフィス (OPC)、カナダ
- 個人データ保護機関 (GPDP)、イタリア
- 情報規制当局、南アフリカ
- 個人情報保護委員会 (PPC)、日本
- 欧州評議会データ保護コミッショナー
- 国家プライバシー委員会 (NPC)、フィリピン
- 公共情報アクセス庁 (AAIP)、アルゼンチン
- 個人データ保護委員会 (CPDP)、ブルガリア
- 情報処理と自由に関する国家委員会 (CNIL)、フランス

第 46 回世界プライバシー会議クローズドセッションは、

データ保護及びプライバシーを基本的な権利として擁護すること及び個人データが処理される個人の権利利益を保護することの双方が高い水準においてなされる重要性を強調し、

世界中の法域が、実質的な要件、独立した監督及び効果的な救済に関して多くの共通性を有するデータ保護法を発展させてきたことを認識し、また、これらの共通性、補完性と収れんの要素との間に将来的に相互運用性をかん養するために、これらの共通性、補完性及び収れんの要素を引き続き強化するための国際的な努力の必要性を更に認識し、

デジタル経済及びデジタル社会の急速な発展の結果、国境を越えたデータ共有が増大していること及びこのような世界的なデータ流通が、包摂的な情報社会、科学、研究、技術、経済、商業、貿易及び他の公共政策上の目的の達成にとって極めて重要であることを認識し、

前述のデータ流通が、個人情報に関係する場合には、プライバシー、データ保護その他の基本的な権利に対してリスクや潜在的な被害をもたらす可能性があり、適切な保護措置を通じて十分に考慮され、対処される必要があることを勧告し、

越境データ流通を促進するため、比較可能な高い水準に基づく枠組みやメカニズムにより、個人の行使可能な権利の堅ろうかつ一貫した保護を確保すべきこと、越境流通するデータへの保護に対する信頼の欠如は、生産性、イノベーションや経済成長、公共政策の目的等の達成を妨げる可能性があることを更に強調し、

異なる国又は地域における移転メカニズムの複雑性や分断が各種組織、特に中小企業に対して課題を提示することがあることを認め、

データ流通のメカニズムは予見可能であり、法的な確実性を確保し、分野を超えて一貫性を有し、かつ、個人に効果的な保護を与えることに重点を置く必要があることを確信し、

2009 年に採択され、個人データの処理に関してプライバシーの効果的な保護を保証する一連の原則及び権利を規定したマドリッド決議⁽¹⁾を想起し、また、その貢献及び世界的な影響を確認し、

2023 年に採択され、G P A メンバーが、今日のデジタル経済において高い水準のデータ保護を達成するために重要であり、世界的にデータ保護に関する法、政策

⁽¹⁾ <https://globalprivacyassembly.org/wp-content/uploads/2015/02/The-Madrid-Resolution.pdf>

及び慣行において実施されるべきであると同意する主要な原則、権利、その他要素を明示することで、世界的なデータ保護法、政策及び慣行の発展に前向きな影響を与えることを目的とした「データ保護に係るグローバル基準の達成に向けた決議」⁽²⁾の重要性を改めて確認し、

信頼性のある自由なデータ流通（D F F T）が同志国や様々な国際フォーラムにおける共通の目的であることを認識し、また、高水準のデータ保護を含む「信頼」を確保することが、自由なデータ流通を促進するための基本的な要件及び前提であることを更に強調し、

関連する国際フォーラムにおいて、特に、2019 年、日本政府により最初に提案され、G 7 及び G 20 のメンバーにより支持された D F F T の概念の下、データ保護に関する枠組み及び移転メカニズムの将来的な相互運用性をつかん養するための取組の要素に向けた様々な取組の努力が継続して行われていることを歓迎し、

特に、G 7 の閣僚が、将来の相互運用性を促進するために D F F T の実現や既存の規制アプローチと信頼性のあるデータ流通との間の共通性、補完性及び取組の要素の発展に取り組むことを改めて強調した 2024 年 3 月 15 日の G 7 産業・技術・デジタル閣僚宣言⁽³⁾を歓迎し、さらに、G 7 のデータ保護当局（D P A s）が G 7 D P A s のラウンドテーブルを通じて知識の共有に関して一層協力することに対する閣僚による支援を歓迎し、

2023 年 5 月 20 日の広島首脳コミュニケにおいて G 7 首脳により承認された 2023 年 G 7 デジタル・技術閣僚宣言⁽⁴⁾附属書 1⁽⁵⁾（D F F T の具体化）が、越境データ移転に対する規制アプローチやデータ保護要件の共通性を特定し、プライバシー強化技術（P E T s）、モデル契約条項、認証制度、規制関係情報及び規制のグッドプラクティスへのアクセスに関する協力を容易にするとして D P A s 間の規制協力にとりわけ注目したことを認識し、

D F F T を前進させ、その実現に向けた影響を持つ具体的な行動を推進する原動

⁽²⁾ <https://globalprivacyassembly.org/wp-content/uploads/2023/10/3.-Resolution-Achieving-global-DP-standards.pdf>

⁽³⁾ https://assets.innovazione.gov.it/1710505409-final-version_declaration.pdf

⁽⁴⁾ https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/efdaf817-4962-442d-8b5d-9fa1215cb56a/f65a20b6/20230430_news_g7_results_00.pdf

⁽⁵⁾ https://www.digital.go.jp/assets/contents/node/information/field_ref_resources/efdaf817-4962-442d-8b5d-9fa1215cb56a/3ca4c780/20230430_news_g7_results_01.pdf

力として 2024 年の G 7 D P A ラウンドテーブルのコミュニケ⁽⁶⁾及び行動計画⁽⁷⁾において強調された、D F F T の実現を目的とする各種取組の重要性を強調し、

特に認証制度のような既存のデータ移転ツールの比較分析を通じて、D F F T の概念に関する国際的な議論を促進し、安全で信頼性のある移転ツールに関する知識を共有する G 7 D P A D F F T 作業部会による有益な取組を支持し、

現在の O E C D D F F T 専門家コミュニティという形で、ステークホルダー及び関連のある D P A を含む幅広い分野横断的なデータガバナンスに関する専門家のコミュニティを架橋することによって D F F T の概念を推進する、G 7 の閣僚により 2023 年に設立されたパートナーシップのための制度的アレンジメント（I A P）に留意し、

データ保護・プライバシーに関する高い水準が引き続き維持されることを確保するために、I A P 又は O E C D の D F F T 専門家会合におけるものを含め D F F T に関する議論において D P A s が主要な役割を果たすべきであることを強調し、

他の国際フォーラムにおける D F F T に関する取組を認識し、その一層の発展を奨励し、

十分性認定を受けた国同士の協力を強化する欧州委員会やその他による取組にも留意し、十分性認定国の D P A s 間の協力が当該取組において極めて重要であることを想起し、

異なるデータ保護・プライバシー法制や国際枠組みにおける現在の取組方法について討議する具体的な機運が存在することを認識し、

事業者や各種組織の法的確実性の必要性を考慮しつつ、データ移転に関連する特定のリスクに対処するための適切な保護措置を提供し、また、データ主体に対して行使可能な権利や実効性のある法的救済を提供する一連の越境移転ツールが現在必要となっていることを強調し、

移転ツールは、事業者や各種組織の実際的なニーズに対応しつつも、依拠する当事者にとって明確かつ利用しやすいものであるべきこと、また適切な保護措置を提供すべきであることを確信し、

⁽⁶⁾ https://g7privacy2024.gdpd.it/wp-content/uploads/2024/10/G7-DPAs_Rome-Roundtable_Draft-Communique_FIN_11_10.pdf

⁽⁷⁾ https://www.ppc.go.jp/files/pdf/G7roundtable_202306_actionplan.pdf

民間部門が保有する個人データへの過度なガバメントアクセスに関連する問題がグローバルなデータ流通に対する重大な障害となっていることを認識し、敵対勢力や悪意のある活動によるアクセスから機微情報を保護することの重要性に関する一部の国・地域における最近の進展に留意し、

2021年に採択された「データ、プライバシー及び法の支配へのガバメントアクセス：国家安全保障及び公共の安全を目的とした民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセスのための原則」に関する決議⁽⁸⁾の戦略的重要性を改めて認識し、

また、2022年12月にグランカナリア島で採択された「民間部門が保有する個人データに対するガバメントアクセス」に関するOECD閣僚宣言を歓迎し、その国際的な性質に鑑み、OECD非加盟国の政府に対して、宣言遵守の検討及びその原則を自国の政策決定に反映させることを奨励し、

また、これらの側面に関する他の多国間フォーラムにおける取組、例えば、欧州評議会条約第108号諮問委員会の枠組みにおける、特に例外と制限に関する改正第108号条約第11条の解釈に係る取組を支持し、実効性のある評価及び事後措置の仕組みを伴う改正条約の速やかな発効を求め、

移転ツールに関して行われている議論や進展、例えば、欧州連合、欧州評議会、東南アジア諸国連合（ASEAN）及びイペロアメリカンデータ保護ネットワーク（RIPD）によるモデル契約条項、認証制度（グローバル越境プライバシールール（CBPR）フォーラム）や欧州データ保護会議（EDPB）が取り組む制度に留意し、

それぞれの法的枠組みの特殊性に留意しつつ、将来の相互運用性をつちかやし、収れん性があり、かつ実効可能な移転ツールを発展させるための組織及びネットワーク間の対話を奨励し、

GPAのグローバルな枠組みと基準ワーキンググループが実施中である、現在及び新興の移転メカニズムの理解を促進し、当該分野における進展を確認し、国際的なネットワーク、多国間の機関及びその他の主要なステークホルダーの関与をつちかやす取組について想起し、

特に、いくつかの地域及びGPAのメンバーにおいて現在利用可能な非常に重要なツールとしての標準契約条項又はモデル契約条項の比較⁽⁹⁾を想起し、いくつか

⁽⁸⁾ [https://globalprivacyassembly.org/wp-content/uploads/2021/10/20211025-GPA-Resolution-Government-Access-Final-Adopted .pdf](https://globalprivacyassembly.org/wp-content/uploads/2021/10/20211025-GPA-Resolution-Government-Access-Final-Adopted.pdf)

⁽⁹⁾ <https://globalprivacyassembly.org/document-archive/working-group-reports/> を参照。

の既存のモデル条項間の密接な収れんを強調する。

以上を踏まえ、第 46 回世界プライバシー会議は、以下のとおり決議する。

- グローバルなデータ流通の実効的な規制のためのデータ保護・プライバシーの高い水準を推進する旗印としての D F F T の概念の下で展開される各種取組の推進を提唱し奨励する。
- 立法関係者及び政策決定者並びに規制当局に対し、以下を求める。
 - 「データ保護に係るグローバル基準の達成に向けた決議」に明示される原則、特に安全で信頼性のある越境データ流通を達成するために不可欠であると G P A がみなし、既にいくつかのデータ移転ツールにおいては対処されている以下の高水準の要素に注意を払うことにより、データ移転ツールを開発し、又は更新する際に、高い水準に関する収れんと将来の相互運用性をかん養する。
 - 主要なデータ保護原則：データ移転ツールは、中核的なデータ保護原則、とりわけ必要性、比例性、合法性、目的制限、限定的なデータ保持、データ最小化、データの正確性及び透明性の原則を規定すべきである。関連する場合には、処理に伴う特定のリスクを考慮した上で、特に機微なカテゴリのデータを保護するための追加的な保護措置も規定すべきである。このようなツールは、法的拘束力があり、執行可能な根拠に基づくべきである。
 - 個人の権利：データ移転ツールは、個人が行使可能な権利を確保する必要がある。個人には、自身の個人データが処理されているかどうかの確認を得る権利や処理の主要な要素（管理者の身元、処理の目的、処理に関連する個人の権利等）について通知を受ける権利が認められるべきである。また、個人は、自身の個人データへのアクセス、データが不正確又は不完全な場合の訂正及び処理が違法であったり処理の必要がなくなったりした場合の消去に関する権利を認められるべきである。個人の権利に対する制限は、法律で定められ、データ輸出者とデータ輸入者双方の法域で共有され認識された重要な公益上の理由のために必要で合理的な範囲内であり、かつ、比例性のある形で行われるよう限定される必要がある。データ輸入者がそのような要求を拒否する場合に、個人が権利を効果的に行使するための適切な手段及び救済手段を利用できるようにする必要がある。
 - セキュリティ：データ移転ツールは、データ輸出者とデータ輸入者の

双方が、とりわけ身体的、物的又は非物的損害リスクにつながる可能性がある送信、保存又はその他の方法で処理された個人データに対する偶発的又は違法な破壊、滅失、改変、不正な開示又はアクセスに対する保護を含むデータの機密性、完全性及び可用性を確保するための適切な措置を講ずることを確保すべきである。これらの措置には、強固な暗号化プロトコル、定期的なセキュリティ監査及び適切で国際的に認められたデータ保護・プライバシー水準の遵守を含むが、これらに限定されない。

- データ移転：データ輸入者による第三者へのデータ移転は、データ移転ツールによって提供される保護レベルが適切であり、当初の移転のために確立された保護及び保護措置のレベルが損なわれない場合にのみ許可されるべきである。
 - ガバメントアクセス：国家安全保障又は法執行の目的で公的機関が移転された個人データに対して過度のアクセスを行う可能性があることを考慮すると、データ移転に関する規則及びツールは、過度なガバメントアクセスに対処する方法に取り組み、法律で規定されておらず、公正かつ透明性のある政治的・社会的システムにおいて、必要かつ相応な範囲を超えるアクセスから保護するためのメカニズムを確立すべきである。
 - 独立した監督：データ移転ツールの規定の遵守は、実効的な調査、監視及び執行権限を有する独立し公平な当局の監督に服するべきである。移転ツールが、例えば、データ輸出者の所管監督当局と協力し、その決定に従う義務を確立することも考えられる。
 - 法的救済：移転ツールは、被害の補償を含む効果的な法的救済及び行政的・司法的救済を通じて、個人が権利を行使したり、コンプライアンスを迫ることができたりするように手段を提供すべきである。
- データ移転に関してデータ保護・プライバシー法や関連法を制定し、又は改正する際は、データ保護・プライバシー当局と協議する。
 - 世界中の国々に批准が開放されており、現時点で唯一の国際的に拘束力を持つデータ保護・プライバシー条約としての欧州評議会の改正第 108 号条約（C E T S No. 223）の速やかな発効に向けた努力を支持し、また、強力かつ堅ろうな評価及びフォローアップの仕組みの確立を支持する。
 - 2022 年 12 月の O E C D 閣僚会議で採択された「民間部門が保有する個

人データに対するガバメントアクセスに関する宣言」を促進するための更なる取組を検討することを含め、OECDによる信頼性のあるガバメントアクセスに関する作業の継続を支援し、OECD非加盟国に対して、OECD宣言の遵守や、その原則を政策決定に反映することを検討するよう奨励する。

- 規制制度における相違を架橋する取組の支援に関与する。特に、
 - GPAにおけるモデル契約条項間の比較において、例えば、欧州連合、欧州評議会、イベロアメリカ・ネットワークのモデル契約条項の間で示されたような十分な水準の収れんがある諸地域・法域の標準契約条項又はモデル契約条項の実現性のある相互運用性の達成を優先事項として探求し、また、可能性のあるグローバルモデル契約条項を追求することを含め、世界中の様々な地域で活動する企業による越境移転に関する規則の遵守を促進するために、そのような相互運用性に期待される利益や課題を検討する。
 - ネットワークの効果を高めることを目的とした高水準のデータ保護・プライバシーを確保する充分性認定又は相互認証の発展及び充分性認定ネットワークの発展を含む自由なデータ流通が可能な広範なネットワークの展開を支援する。
 - 認証制度を促進し、関連する場合にはツールの発展のための取組⁽¹⁰⁾を支援し、併せて行動規範やモデルとなる行政取決め等、安全かつ信頼性のあるデータ移転に寄与するその他のツールの促進及び発展も支援する。
 - 合成データ、準同型暗号、差分プライバシー又はトークン化等のプライバシー強化技術が、実効性のあるデータ移転ツールを補完し、より信頼性のあるデータガバナンスを世界的に確保することに貢献し得るかどうかを議論し、検討する。
- GPAリファレンスパネルとの協議を含む、GPAメンバーと当該分野の様々なステークホルダーとの間の対話の奨励に関与する。
- グローバルな枠組みと基準ワーキンググループに対し、DFFTに関連する進展とGPAメンバーによって講じられた措置に関する報告書を作成し、第47回世界プライバシー会議において追加のフォローアップ措置とともに報告することを義務付ける。

⁽¹⁰⁾ 2024年世界プライバシー会議で採択された「データ保護認証制度の活用を支持及び奨励する決議」も参照のこと。